

川崎市立千代ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度学校経営方針

学校教育目標

- | | |
|---------------|-----------------------------------------------|
| 1 深く考える子（知） | 見る・聴く・話す・書く・感じる・気づくなどの活動を通して、自分の考えをもち、学びを楽しむ子 |
| 2 思いやりのある子（徳） | 自分の周りに目を向け、やさしくすることができる子 |
| 3 たくましい子（体） | よく寝て、よく食べ、よく運動し、健康な体を作るとともに、正しく生きる強い心をもつ子 |

学校経営方針

学びの中で自らの成長を実感できる学校 ★自ら考え、伝え合い、できる喜び、わかる楽しさを味わえる学習活動 ◆教員の授業力向上（教える教師からファシリテートする教師へ）	人のかかわりの中で心を育む学校 ★あいさつと、温かい言葉と活動でつながる人間関係 ◆職員・保護者の連携による児童支援	心身の成長とともに健康・安全を大切にす学校 ★たくましい心と体をつくる教育活動 ◆防災・防犯・交通安全等の危機管理体制の整備	地域・保護者とのつながり子どもを育てる学校 ★大切にする地域・保護者との絆 ◆積極的な情報公開・情報発信
-------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

★学校経営方針とめざす子ども像

★確かな学力の育成 ○自ら学び、自ら考える子 ○学び合い、高め合う子	★豊かな心の育成 ○相手の気持ちを考える子 ○お互いのよさを認め合う子	★健やかな心身の育成 ○心も体も大切にする子 ○安心・安全に生活する子	★地域に開かれた魅力ある学校づくり ○地域と共に育つ子
-------------------------------------------------	--------------------------------------------------	--------------------------------------------------	---------------------------------------

◇「主体的・対話的で深い学び」の実践 ◇カリキュラム・マネジメントの推進 ◇個別最適な学びと協働的な学びの実現 ◇合理的配慮・特別支援教育の充実 ◇校内・校外における研究・研修の充実 ◇GIGAスクール構想の推進	◇温かい関係づくりによる自己肯定感の向上 ◇キャリア在り方生き方教育の効果的な実践 ◇いじめ防止対策の推進 ◇行事・特別活動の充実 ◇道徳教育の効果的な実践 ◇人権尊重教育の効果的な実践 ◇共生*共育の効果的な実践 ◇音楽活動・読書活動の充実	◇支援教育 Co. を中心とした児童支援の充実 ◇様々な感染症への対応 ◇熱中症対策の徹底 ◇日常的な健康・安全教育の推進 ◇体づくり・体力向上につながる取組の充実 ◇チャレンジ精神と粘り強さを育む取組の充実 ◇危機管理体制の整備	◇地域・保護者との連携・情報交換 ◇地域の人材・環境を生かした活動の再開・継続 ◇地域・保護者への情報公開・情報発信 ◇地域社会における役割の自覚
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

◎支援教育コーディネーター・教育相談担当（阿部）
校長（毛利）・教頭（中島）・教務主任（鈴木）・道徳主任（岩瀬）
学年主任（志知）（佐藤）（若江）（堀越）（原）（山崎）（本田）・養護教諭（初田）
スクールカウンセラー（大和田）
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・（阿部）
1年・・・・・・・・（志知） 2年・・・・・・・・（佐藤）
3年・・・・・・・・（若江） 4年・・・・・・・・（堀越）
5年・・・・・・・・（原） 6年・・・・・・・・（山崎）
個別級・・・・・・・・（本田）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・（阿部）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・（阿部）

【児童会・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・・・・・・（太田）（佐能）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・（鈴木）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・（鈴木）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・（阿部・岩瀬）
- ・外部機関（児童相談所等）との連携・・・・・・・・（阿部）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・代表委員会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・地域訪問の実施 ・年度初め希望面談の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・個人面談の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・【児童指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容) ○「一人一人を大切にできる週間①」としての位置付けの確認 ○支援教育コーディネーターによる全学年児童を対象とした授業 ○本校独自のいじめ防止マニュアル「一人一人を大切にできる千代ヶ丘の子」の確認(全校児童) ○各学級でのいじめ防止標語作り、標語の校内掲示、標語の全校集会での発表 ○SOS出し方・受け止め方研修の実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート(生活のふりかえり)実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・学校生活アンケート集約・対応・報告・見守り ・第1回効果測定の実施 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について(年間6回)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・非行防止教室 ・情報モラル教育 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会 ・夏休み明けの登校渋りに関する聞き取り
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・個人面談の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート集約・対応・報告・見守り(継続)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・人権週間 (具体的な内容)

	<ul style="list-style-type: none"> ○「一人一人を大切に作る週間②」としての位置付けの確認 ○各学級でのいじめ防止標語の振り返り・全校集会での発表 ・全校一斉道徳授業 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・希望制個人面談の実施 ・第2回効果測定の実施 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【学校体制振り返り月間】の取組 (具体的な内容) ○ほっとポスト、ほっとルーム、ほっと相談日、生活のふりかえりアンケートの児童への周知徹底 ○年間反省を通し、システムの活用がなされているかを検討、次年度の運用に反映させる手立てを考える。 ○児童支援委員会にて、本年度の発生事案の解決に至る手立ての再検討を行い、結果を全職員に周知する。 ○学校報告会での報告
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的取組

[自主的な企画・運営] (例)

○委員会活動

代表委員会…「ハッピーポスト」を設置し、全校をハッピーにする取組を募集、実行する

- ・全校児童に呼びかけ、自主的なあいさつ運動を展開

クリーンぴかぴか委員会…児童による校内清掃活動

- ・低学年への掃除の仕方の伝達

[交流活動の活性化]

○フレンドリー活動 (1年生～6年生までの縦割り班活動)

- ・フレンドリー集会…交流遊び、清掃活動など (年間通して実施)
- ・フレンドリーロング集会…全校集会 (年間通して実施)

○委員会活動

- 各委員会で、「イベント」を開催し、全校児童の交流を図る
- ・ガーデニング委員会・・・花を栽培し、全教室に花を飾る活動
- ・ボランティア委員会・・・募金活動（赤い羽根、緑の羽根、ユニセフ募金等）
朝の正門清掃活動
- ・アニマル委員会・・・亀を飼育し、全校児童に成長を知らせる活動
飼育しているや亀とのふれあい活動
- ・スポーツ委員会・・・学年単位できらきらタイムでの大縄大会の実施
- ・ミュージック委員会・・・腕自慢（音楽的発表）大会の開催
- ・放送委員会・・・卒業生へのメッセージや音楽の放送

○町内会・子ども会など地域行事での交流活動

- ・スクールバンドによる地域での演奏活動
- ・麻生音楽祭への参加
- ・四町会盆踊り大会での演奏
- ・多摩川国際マラソンへの参加
- ・スクールコーラスによる演奏活動

[啓発活動]

- いじめ防止標語の作成、校内（渡り廊下）への掲示

保護者の取組

○学校教育ボランティア

- ・トイレボランティアによる校内トイレ清掃（月2回）
- ・図書ボランティアによる読み聞かせ活動
- ・英語ボランティアによる朝学習（低学年）

【PTA（任意）】

- ・PTA校外委員による登校時のパトロール活動（職員の登下校指導との協働）

地域の取組

[地域教育会議]

- ・地域住民と中学校区児童・生徒による会議の開催

[金程中学校区地域運営協議会（コミュニティスクール）]

- ・千代小コミュスク会議→地域住民と教職員（校長・教務）による会議（年4回）

校内体制

[教育相談]

- ・校内設置のポスト（ほっとポスト※職員室前）、相談室（ほっとルーム※A棟3階）における、常時児童の相談を受け付けられる体制の構築
- ・教育相談日（ほっと相談日）に、全職員が全保護者からの相談を受け付ける体制
- ・巡回カウンセラーが来校（月2回）し、児童保護者の相談（体育館会議室）、児童の見取り等を行う体制

[アンケート]

- ・生活の振り返りアンケート（年3回）による児童の状況や困り感をすくい上げ対応する
- ・夏休み明けの登校支援（アンケートの実施からの支援）

教育活動

[いじめ防止に関わる啓発授業]

- ・支援教育コーディネーター・担任によるいじめ防止に関わる啓発授業
- ・いじめ防止リーフレット「一人一人を大切にす千代ヶ丘の子」の、全校児童への周知徹底
➡「いじめを許さない」という共通認識

[いじめ防止標語作り]

- ・いじめ防止についての学級の話し合い、標語作り ➡学級・学校全体での土壌作り

職員研修

「いじめ防止」「発達障害」「共生*共育」「登校支援」職員研修の実施

- ・通級指導教室センター的機能の活用、巡回カウンセラーによる校内研修の実施